事後調査報告書の意見書を提出する方へ

事後調査報告書について、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「アセス条例」という。）第３６条の規定に基づき、次のとおり市に意見書を提出することができます。

１　意見書を提出できる方及び記載する内容

・事後調査報告書に記載された内容が、条例評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地からの意見のある方が提出することができます。

・事後調査報告書に記載された、事後調査の結果についての意見を具体的かつ明瞭にお書きください。

２　提出された意見書の取扱い

（１）意見書の提出があった場合、アセス条例第３７条に基づき、市は事後調査実施者に対し必要な資料の提出及び報告等を求めることがあります。

（２）手続に係る連絡等のために住所、氏名を御記入いただき、個人情報は川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき厳重に保護・管理します。

（３）御提出いただいた意見書の仕分け業務を、外部委託する場合があります。

３　意見書の提出方法及び提出先

郵送、持参又は本市ホームページ内フォームのいずれかにより提出をお願いします。（区役所等及び電話、ファクス、Ｅメール等では受け付けていません。）

【郵送の場合】〒２１０－８５７７　川崎市環境局環境評価課（住所記載不要）

【持参の場合】川崎区宮本町１　川崎市役所本庁舎２０階

【本市ホームページ内フォーム】

https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000095709.html

検索　川崎市　アセス図書意見

上記ページの「現在、条例に基づき意見書の提出が可能な環境影響評価図書一覧」からリンク先を参照

４　意見書を提出できる期間

縦覧期間中（令和８年１１月２５日～令和８年１２月２４日）

（郵送の場合は、縦覧期間内の消印有効。持参の場合は土曜日及び日曜日を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分まで受け付けます。）

５　問い合わせ先

川崎市環境局環境対策部環境評価課

電　　話：０４４－２００－２１５６

ファクス：０４４－２００－３９２１

Ｅメール：30kanhyo@city.kawasaki.jp

（意見書はファクス、Ｅメール等では受け付けていません。ご注意ください。）

事業の名称・図書名	（仮称）東扇島物流施設建設計画に係る事後調査報告書(工事中)

意　見　書

令和８年　　月　　日

（宛先）川　崎　市　長

〒

住　所

フリガナ

氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

川崎市環境影響評価に関する条例第３６条の規定による意見書を次のとおり提出します。

（注意事項等）

1　意見は判読できるよう楷書ではっきりと御記入ください。
2　環境の保全の見地からではない意見や、住所・氏名等の記載事項に不備がある意見書は意見書として取扱うことができません。
3　表面の「意見書を提出する方へ」を御確認ください。提出方法は郵送、持参、ホームページ内フォームのいずれかです。電話、ファクス、Ｅメール等では受け付けていません。
4　意見記入欄に氏名等の個人に関する情報を記載しないでください。
5　この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。その場合、住所・氏名・意見は必ず御記入ください。

意見記入欄

（１）事後調査報告書の該当ページ番号等

（２）事後調査報告書についての環境の保全の見地からの意見

提出期限　令和８年１２月２４日まで（郵送の場合は縦覧期間内の消印有効）

－－－－－－－－－枠外には記入しないでくださいーーーーーーーー